

## 連携法等の改正を踏まえた省令・告示の改正概要（案）

### 1. 連携法第6条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令

- (1) 連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえた入学者選抜に係る入学定員は、法科大学院の入学定員の2分の1を超えないものとする。
- (2) 法曹養成連携協定における大臣認定の基準は法律以外において以下の事項とすること。
- ① 法律基本科目の基礎科目に相当する科目が、法曹養成基礎課程において、履修すべきものとして連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設されていること。
  - ② 前号のほか、法曹養成基礎課程における教育の実施に関し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。
  - ③ 法曹養成基礎課程に関し、早期卒業の認定基準が整備されていること。
  - ④ 早期卒業を希望する学生に対する、適切な学習指導の実施等の十分な教育的配慮を行う体制が構築されていること。

施行日を、令和2年4月1日とする。

## 2. 専門職大学院設置基準

### (1) 入学者選抜

入学者選抜に当たって、入学者の適性を適確かつ客観的に評価することとされているところ、評価に基づいて、連携法第4条各号で規定される学識等を涵養する教育を受ける上で求められる学識及び能力を有するか否かを判定するものと規定する。

### (2) 教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、法科大学院は、連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念及び第4条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるようにしなければならないことを新たに規定する。

### (3) 科目群

専門職大学院告示に規定されている、4つの科目群を、設置基準に新たに規定する。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

併せて、法律基本科目については、そのうち基礎科目の後に応用科目を履修できるよう段階的・体系的な教育課程とすること、他の科目群は、法律基本科目の学修に応じて段階的・体系的に学ぶことができるよう教育課程を編成しなければならないこと、展開・先端科目のうち、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目の8科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）。以下「選択科目」という。）全ての開設を努力義務とすることを新たに規定する。

### (4) 学習規模

現在専門職大学院告示で規定されている、①少人数学習、及び②法律基本科目は50人を標準とすることについて、①少人数学習、及び②法律基本科目は原則50人以下とすることを新たに規定する。

### (5) 「論述の能力」の修得

設置基準第8条第1項に規定するもののほか、連携法第4条第2・3号に規定される、専門的学識の応用能力のうち「論述の能力」を修得させるための指導を行うべきことを

新たに規定する。

(6) 成績評価、修了認定の厳格化

設置基準第10条第2項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、連携法第4条各号で規定する学識・能力・素養が涵養されているか、連携法第5条第2号及び第3号に基づき公表された基準に基づき、厳格かつ客観的に学修の成果に係る評価及び修了の認定を行うものとする旨を新たに規定する。

(7) 公表事項

連携法第5条第5号に規定される「その他文科省令で定める事項」として、以下の各号を新たに規定する。

- ①入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- ②標準修業年限修了率、中退率及び留年率の状況
- ③法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目
- ④授業料などの減免の仕組み及び奨学金制度の概要
- ⑤法学未修者及び社会人の入学者の割合及び司法試験合格率
- ⑥連携法曹基礎課程からの入学者の割合及び司法試験合格率
- ⑦在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率

(8) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年につき36単位を標準として定める。ただし、連携法第6条に定める連携法曹基礎課程を修了し法科大学院に進学した場合など法科大学院が認めた場合においては、44単位まで増やすことを可能とすることを規定する。

(9) 入学前の既修得単位等の認定

入学前既修得単位及び既修者認定の認定上限を、連携法第6条に定める連携法曹基礎課程を修了し法科大学院に進学した場合など法科大学院が認めた場合においては、それぞれ30単位から46単位に増加し、入学前既修得単位及び既修者認定を併せて46単位を上限とすることを規定する。

(10) 修了の要件となる単位数

修了要件として、3年以上の在学と93単位以上の修得に加えて、以下を要件として新たに規定する。

- ・ 1：科目群毎に、必要単位数を規定
  - ①法律基本科目 48単位以上
  - ②法律実務基礎科目 10単位以上

③基礎法学・隣接科目 4単位以上

④展開・先端科目 12単位以上

- ・ 2：法律基本科目について、基礎科目は全て必修（30単位を標準として想定）とし、応用科目は18単位以上と規定
- ・ 3：選択科目のうち、1科目以上を必修とし、4単位以上と規定。

施行日は、令和2年4月1日とする。

### 3. 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（いわゆる「細目省令」）

第4条第1項第1号に基づいて、認証評価機関が定める大学評価基準に関し、改正連携法及び当該法を踏まえ改正専門職大学院設置基準において法科大学院について特に規定される事項等を、規定に反映する。

例

- ① 改正連携法を踏まえ、設置基準において、授業の方法として特に論述の能力を修得させるための指導について規定することに伴い、当該指導の実施に関することを規定する。
- ② 改正連携法を踏まえ、設置基準において修了認定において必要な単位数を規定することに伴い、修了要件に関することを規定する。
- ③ 改正連携法を踏まえ、認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況に関することを規定する。 など

施行日は、令和4年4月1日とする。